

司馬彪の修史

渡 邊 義 浩

はじめに

魏晉期における四部分類の成立は、經學からの「史」の自立への動きを背景としていた。劉宋の裴松之は、儒教の訓詁學に範をとった音義・訓詁を主體とする史書への注に代わって、史學獨自の方法論である史料批判を用いて『三國志』^(一)に注を附したのである。かかる史學の方法論の展開と共に、何を目的として史書が編纂されたのか、を考察することは、「史」の存立理由を鮮明にするものとなろう。

北宋の景祐年間（一〇三四～三七年）以来、范曄の『後漢書』の本紀・列傳と志が合刻されている司馬彪の『續漢書』^(二)は、陳壽の『三國志』と並んで、西晉期の史書がまとまって今日に傳わる貴重な事例である。しかし、陳壽および『三國志』^(三)が、多くの研究に恵まれることに對して、司馬彪と『續漢書』を専論する研究は少ない。^(四)

本稿は、司馬彪の修史、就中『續漢書』を著した目的を追求することにより、西晉における史書の位置づけの一端を探るものである。

一、歴史書と正統性

司馬彪は、字を紹統といい、高陽王司馬睦の長子である。司馬睦は、司馬懿の弟で「八達」の一人である司馬進の次子。罪を得て縣侯に貶められたこともあるが、高陽王に再封されて宗正に至った（『晉書』卷三十七 宗室 高陽王睦傳）。司馬彪は、本來、王位を嗣ぐべき宗室の生まれなのである。しかし、司馬彪は、司馬懿の末弟で「八達」の一人である司馬敏の養子となつた。他の「八達」の家がすべて子孫に王を輩出していることに對して、司馬彪は王になれなかつた。それは、『晉書』卷八十二 司馬彪傳^(五)に、

（司馬彪）出でて宣帝の弟たる敏を後ぐ。少くして篤學にして倦まざるも、然れども好色にして行ひ薄く、睦が責むる所と爲る。故に嗣と爲るを得ず。出でて繼ぐを名とすと雖も、實は之を廢するなり。

とあるように、司馬彪の行狀が治まらず、事實上廢嫡されたためである。

「八達」のうち司馬懿—司馬師・司馬昭と司馬孚—司馬望の二房が繁榮し、弟の子である司馬毅が父の高陽王を嗣ぐのを横目に、司馬彪は人と交わらず學問に専念した。『晉書』卷八十二 司馬彪傳^(六)に、

彪 此れに由り人事に交はらずして、學習に專精す。故に羣籍を博覽するを得、其の綴集の務を終める。初め騎都尉を拜す。泰始中、祕書郎と爲り、丞に轉ず。莊子に注し、九州春秋を作る。

とある。權力より遠ざけられた司馬彪は『莊子』を好んだ。その著書は、『隋書』卷三十四 經籍志三に、「莊子 十六卷 司馬彪注。……莊子注音 一卷 司馬彪等撰」と著錄される。^(七)『九州春秋』については、『史通』六家 第一に、

漢氏 駄を失ひ、英雄 角力するに當たり、司馬彪 又其の行事を錄し、因りて九州春秋を爲る。州ごとに一篇と爲

し、合はせて九巻と爲す。其の體統を尋ねるに、亦た近代の國語なり。

とある。後漢末における群雄の抗争を州ごとに敍述した、という劉知幾の説明は、『後漢書』の李賢注、『三國志』の裴松之注に多く引用される『九州春秋』の逸文より首肯される。ほかに後漢末から曹魏にかけての戦いを描いた『戰略』という著作が、『三國志』の裴松之注に五例遺されている。興膳宏・川合康三は、これを『隋書』卷三十四 經籍志三に著録される「兵記 八巻」に比定する。⁽¹⁰⁾ 司馬彪は、はじめ後漢末から三國にかけての戦亂期の歴史に關心があつたのである。

三國時代には、『史記』『漢書』『東觀漢記』の三著が「三史」と稱され、歴史書を代表していた。しかし、主な者だけでも明帝期の班固、安帝期の劉珍、後漢末の蔡邕と、長い年月の間に多くの著者が手をいれた『東觀漢記』は、成立當初より評判はよくなかった。ただ蕪雜なだけではない。何を目的に歴史を描くのか、という執筆目的の統一性に缺けていたためであろう。『史記』は前漢武帝期に生きた司馬遷が、漢の正統性を明らかにするために描き⁽¹¹⁾、『漢書』は後漢章帝期の白虎觀會議で成立する「儒教國家」の視座より班固が描いた漢王朝神話である。⁽¹²⁾ そうした王朝の正統性は、「合理」性を重んじる『東觀漢記』には、統一的には示されていなかつたと考えてよい。

司馬彪が生きる西晉では、すでに陳壽により『三國志』が著されていた。⁽¹⁴⁾ 「時人は其の善く事を敍べ、良史の才あるを稱し」、『三國志』を見た夏侯湛は書きかけの『魏書』を破り捨てたという（『晉書』卷八十二 陳壽傳）。三國の中で曹魏を正統とし、後漢から曹魏、曹魏から西晉への禪讓の正統性を描く『三國志』が存在するなかで、前代の王朝を描き、現王朝の正統性を證明する、という後世の「正史」⁽¹⁵⁾にあたる歴史書を著す必要は、司馬彪には無かつたのである。司馬彪の『九州春秋』や『戰略』には、王朝の正統性や春秋の義といった理念は窺い得ない。「近代の國語」である、という劉知幾の『九州春秋』への評價は、當を得たものと言えよう。

ところで、司馬彪の傳記を掲げる『晉書』卷八十二には、十二人の史家の傳記がまとめられている。^(一六)十二人のなかに史部に著錄を残していない二人を含むことは、「史」の自立へと向かう過渡期の晉代に相應しい。司馬彪の『續漢書』の特徴を考えるために、二人を除いた十人の著作から、王朝に關する歴史書を掲げてみよう。^(一七)

- ① 後漢 (2) 司馬彪『續漢書』 (8) 謝沈『後漢書』。

- ② 三國 (1) 陳壽『三國志』 (5) 孫盛『魏氏春秋』。

- ③ 晉 (3) 王隱『晉書』 (4) 虞預『晉書』 (5) 孫盛『晉陽秋』 (6) 干寶『晉紀』 (7) 鄧粲『元明紀』 (9) 習鑿齒

『漢晉春秋』 (10) 徐廣『晉紀』。

十人十一作の特徴は、扱う時代にある。(2) 司馬彪『續漢書』・(8) 謝沈『後漢書』以外は、みな歴史家が生きる時代の前王朝の歴史書なのである。^(一九) ③ 晉の歴史書を著した者たちは、みな東晉の歴史家である。この場合は、同時代の歴史書である、と位置づけてもよい。これら前代あるいは同時代の歴史を描くことは、前漢の司馬遷が『史記』で漢を正統化し、後漢の班固が漢王朝神話である『漢書』を著したことに準え得る。すなわち、そこには晉王朝の正統化、という執筆目的を指定できるのである。

これに對して、西晉の司馬彪が、後漢を描く『續漢書』を著すことにより、直接的に西晉王朝の正統性を主張することとは難しい。^(一九) 後漢→曹魏→西晉の正統性を保障する『三國志』は、すでに高い評價を得ているのである。宗室である司馬彪が、なぜ自己の王朝の正統性を直接的には主張し得ない、後漢の歴史書を著す必要があったのであろうか。

さらに事例を廣げて検討を續けよう。司馬彪同様、後漢の歴史書を著したことを見認できるものは、十二人十三作である。大まかな生沒年が分かる者を時代順に列舉すると、

- ① 孫吳 (1) 謝承『後漢書』 (2) 薛瑩『後漢記』。

② 西晉 (3)司馬彪『續漢書』、(4)華嶠『漢後書』⁽¹⁰⁾。

③ 東晉 (5)謝沈『後漢書』、(6)袁宏『後漢紀』、(7)袁山松『後漢書』。

④ 劉宋 (8)范曄『後漢書』、(9)劉義慶『後漢書』。

⑤ 梁 (10)蕭子顯『後漢書』。

となる。このほか、晉代の人と考えられる(1)張璠『後漢紀』・(2)張鎧『後漢南記』、および(3)名前が傳わらない一名の後漢に關する歴史書⁽¹¹⁾がある。

司馬彪に先んずる(1)謝承・(2)薛瑩には、孫吳固有の事情がある。獻帝から禪讓を受けた曹魏、劉姓の蜀漢とは異なり、孫吳では、孫策以來掲げてきた「漢室匡輔」が後漢の滅亡⁽¹²⁾により根據を失うと、政權の正統性に疑問が生じた。⁽¹³⁾そこで、韋昭が『吳書』に、孫堅は漢室に傳わっていた傳國の玉璽を入手した、と虛偽を記載したように、漢の繼承者に自己⁽¹⁴⁾を準えようとする動きが強かった。こうした中で、後漢の歴史書を編纂することは、王朝の正統化に繋がる。孫吳における『後漢書』の執筆は、前代の王朝の歴史書により、自己の王朝の正統化を目指すという從來と同じ目的で行われているのである。

かかる孫吳の事情を考慮すると、自己の王朝を正統化し得ない後漢の歴史書をまとめた最初の者は司馬彪となる。しかも、司馬彪は史官ではない。第一に、宗室の修史であること、第二に、前王朝の曹魏あるいは三國ではなく、後漢を描くことに特徴を持つ司馬彪の『續漢書』執筆の理由は、どこにあるのだろうか。

二、漢家の故事

司馬彪は、自らの修史について、どのような考え方を持っていたのであろう。『晉書』卷八十二 司馬彪傳に、^(四)

以爲へらく、「先王 史官を立てて以て時事を書すは、善惡を載せて以て沮勸を爲し、教世の要を撮ればなり。是を以て春秋 修まらざれば、則ち仲尼 之を理め、關雎 既に亂るれば、則ち師摯 之を修む。前哲 豈に煩を好むや。蓋し已むを得ざるの故ならん。漢氏の中興、建安に訖はるも、忠臣・義士も亦た以て昭著たり。而れども時に良史無く、記述 煩雜たり。譙周 已に刪除すと雖も、然れども猶ほ未だ盡くさず。安・順より以下、亡缺する者 多し」と。彪 乃ち衆書を討論し、其の聞する所を綴り、世祖より起こし、孝獻に終はる。編年すること一百、世十二を錄し、上下を通綜し、庶事を旁貫す。紀・志・傳を爲ること凡そ八十篇、號して續漢書と曰ふ。

とある。司馬彪が『續漢書』を修めた目的の第一は、勸善懲惡に置かれている。孔子が『春秋』を修めた目的を勸善懲惡と捉えることは、『孟子』滕文公章句下に、^(五)

世衰へ道微にして、邪說暴行 有作またる。臣にして其の君を弑する者 之れ有り、子にして其の父を弑する者 之れ有り。孔子 懼れて春秋を作る。春秋は天子の事なり。是の故に孔子曰く、「我を知る者は其れ 惟春秋かただ、我を罪する者も其れ 惟春秋か」と。

とある。勸善懲惡を『春秋』執筆、すなわち歴史書執筆の目的とする考え方は、中國の歴史書に長く繼承される共通の特徴である。^(六)司馬彪の『續漢書』執筆の目的も、第一にこれが掲げられている。ただし、それが「先王」以來、續けられている、という冒頭の認識をみれば、これは中國の史書に共通する特徴であり、司馬彪獨自のそれとは考え難い。

第二の目的として司馬彪は、後漢の忠臣・義士が良史に恵まれなかつたため、その記述が煩雜となつて顯らかにされていなきことを擧げる。言及される譙周の著作は、『古史考』あるいは「禮儀志」である。⁽¹⁷⁾『東觀漢記』が煩雜であつたことは、前述のとおりであるが、それでは司馬彪の『續漢書』は、『東觀漢記』の記述を簡潔に整理しただけのものなのであろうか。

現在、司馬彪の『續漢書』のなかでまとまつて殘存しているものは、八志の部分である。それは梁の劉昭が范曄の『後漢書』に志が缺けていることを惜しみ、『集注後漢』一百八十卷を撰述した際、かつて范曄が稱揚し、その十志が準據しようとしていた『續漢書』の八志を、范曄の『後漢書』の本紀・列傳に合わせたためである。⁽¹⁸⁾

『續漢書』の八志の起源について、劉昭は、「後漢書注補志序」⁽¹⁹⁾に、

永平に至るや、簡を東觀に執り、紀傳は顯ると雖も、書志は未だ聞かず。舊記を推檢するに、先づ地理有り。張衡炳發を存せんと欲し、未だ成功有らざるも、靈憲精遠にして、天文已に煥らかなり。蔡邕の大いに鳴條を弘めてより、實に紹宣すること多し。妙を元卓と協せ、律曆以て詳かなり。治を伯始に承け、禮儀克舉せり。郊廟・社稷は、祭祀に該明たり。輪駢・冠章は、車服に贍列たり。是に於て應・譙は其の業を續ぎ、董巴は其の軌を襲ふ。

と述べる。劉昭が調べたところでは、まず地理志があつたという。これは『史通』古今正史 第一によれば、侍中の伏無忌と諫議大夫の黃景の著述である。そして、制度史を記した十意の續成を決意した蔡邕が、張衡の『靈憲』を踏まえ、劉洪と協力して律曆意を著し、また師の胡廣から漢の舊儀の知識を承けて禮儀意をつくり、郊廟と社稷について祭祀意を、乗り物や冠服については車服意を著した。⁽²⁰⁾そののち應劭と譙周はその業績を繼いだというが、應劭のそれは『漢官儀』であり、譙周のそれは「禮儀志」であり『古史考』である。さらに董巴がその後を繼承して著したとされるものは、『大漢輿服志』である。

こうした先行する記録のなかから、司馬彪は蔡邕の十意を中心として、八志を撰述した。そのまとめ方について、劉

昭「後漢書注補志序」^(二)は、

司馬の續書は總て八志を爲す。律曆の篇は洪・邕の構する所に仍り、車服の本は即ち董・蔡の立つる所に依る。儀・祀は往制より得、百官は故簿に就く。並びに籍をば前修に據りて、以て一家を濟す者なり。王教の要、國典の源、粲然として略ぼ備はること、得て知る可し。既に班書に接繼し、其の流貫を通せんとするも、體裁の淵深なるは難きこと等を蹠へ、序致の膚約なるは懸越に傷む有れば、之を後とし史に名づくるは、意を罷む能はず。

と述べている。司馬彪の八志のうち律曆志は劉洪と蔡邕の構成した所に從い、車服（輿服）志の大本は董巴と蔡邕が立てたところに依據し、禮儀志と祭祀志は往年の制度から撰述し、百官志は舊來からの官簿に基づいているというのである。司馬彪が八志を著す際に主として参照したものは、蔡邕の十意である。ところが、司馬彪は、律曆志・輿服志は蔡邕に依ったと明言するものの、禮儀志・祭祀志については蔡邕の名を出さないのである。自らの撰述の意圖が強く現れているためであろう。それでは、蔡邕と司馬彪の執筆意圖は、どのように異なるのであろうか。司馬彪の執筆目的を探るために、禮儀志・祭祀志の材料となつた蔡邕の十意、さらには蔡邕の十意が依據した胡廣の著作の執筆意圖から考えていこう。

順帝が寵愛する四人の貴人から誰を皇后に立てるかを悩み、籌策により定めようとしたとき、胡廣は諫めて、『後漢書』列傳三十四 胡廣傳に、

（胡廣）上疏し諫めて曰く、「竊かに詔書を見るに、后を立つるは事大なるを以て、謙して自ら専らにせず、之を籌策に假り、疑を靈神に決せんと欲すと。篇籍の記す所、祖宗の典故、未だ嘗て有らざるなり。……」と。と述べている。胡廣の反対の論據とされている「篇籍の記す所」とは儒教經典の記述を指し、「祖宗の典故」とは漢家

の故事を指す。胡廣にとって漢家の故事は、儒教經典と並ぶ政策決定の重要な典據であった。ゆえに胡廣は、それを『漢制度』^(三四)に著し、『漢官』に解詁を附したのである。

こうした故事を重視する胡廣の姿勢を受け繼いだ者が蔡邕であった。蔡邕は、明帝の故事である上陵の禮に参加した時の感慨を次のように述べている。『續漢書』志四 禮儀志上注引謝承『後漢書』^(三五)に、

建寧五年正月、車駕原陵に上るに、蔡邕 司徒掾爲り、公に從ひて行く。陵に到り、其の儀を見、慄然として同坐の者に謂ひて曰く、「聞くならく古は墓祭せず、と。朝廷に上陵の禮有るも、始め謂へらく 損す可し、と。今其の儀を見、其の本意を察するに、乃ち孝明皇帝の至孝惻隱を知れば、舊に易ふ可らかず」と。……邕 太傅の胡廣に見へて曰く、「國家の禮に煩有れども省く可からざる者は、知らず 先帝心を用ふること周密の此に至ればなり」と。廣曰く、「然り。子宜しく之を載して、以て學者に示すべし」と。邕 退きて焉を記す。

とある。「古の禮」すなわち儒教の經典とは異なつていても、明帝の光武帝を思う孝心の現れである「上陵の禮」は、行われるべきである。蔡邕がこの思いを胡廣に報告すると、胡廣はこれを書き留めて學者に示すべきだと答え、漢家の故事の正しさを後世に傳えようとしている。後漢「儒教國家」は、實際の國政の運用において儒教經典と齟齬が生じた場合、漢家の故事により經典解釋を現實に合わせて適用してきた。^(三六) 蔡邕は、それを書き記そうとした。胡廣・蔡邕の執筆目的は、漢家の故事を記録に留めることにあったのである。

司馬彪の八志は、漢家の故事を典範と考える胡廣—蔡邕の著作の流れを汲むものである。したがって『續漢書』といふ書名にも拘らず、それは單なる『漢書』の續編にはならなかつた。漢の直接的な正統化を目的とする『漢書』とは執筆目的が異なるためである。前述のように、司馬彪の執筆意圖が明確に現れている祭祀志は、『漢書』への接續を明言しておきながら、郊祀志という『漢書』の名稱を繼承しない。『漢書』の郊祀志は、祭祀のなかで最も重要なものが天

への祭祀、つまり郊祀であることから名付けられた篇名である。^(三七)後漢においても、天の祭祀の重要性に變わりはなかつた。しかし、司馬彪の祭祀志では、郊祀に限定されず、漢のあらゆる祭祀がどのような經緯を持つのか、という形成史が語られる。ゆえに、郊祀という特定の祭祀を篇名とせず、祭祀志と命名されたのであろう。また、禮儀志では、一年間に行われる漢の定例の祭祀が、時系列に沿つて掲げられ、最も重要ではあるが臨時の祭祀である大喪は最後に附されている。形成志を記す祭祀志、時系列に並べる禮儀志、この二つの志により、後漢「儒教國家」で成立した漢の祭祀の全体像が典範として示されるのである。^(三八)

これが司馬彪の『續漢書』の特徴である。漢家の故事をまとめあげるという點では、胡廣・蔡邕の著作と共通性を持つのである。それでは、何が異なるのか。それは、何のために漢家の故事をまとめあげるのか、という目的の違いにある。

三、鑑としての歴史書

司馬彪の八志の中核には、胡廣—蔡邕と受け繼がれた漢家の故事があつた。胡廣の『漢制度』は、三公を歴任した胡廣の實務の控えとしての有職故實集と位置づけられよう。蔡邕の十意そして『獨斷』は後漢末の混亂を治めるための規範集で、その實踐は董卓の專制期に蔡邕自らによつて試みられた。それでは、司馬彪の『續漢書』は、なにを目的として漢家の故事をまとめあげたのであろうか。

それは西晉の政治を運用していくうえで、漢家の故事を鏡として參照するために編纂されたものであつた。『晉書』

卷八十一 司馬彪傳に、^(三九)

泰始の初、武帝親しく南郊を祠るに、彪上疏して議を定む。語は郊祀志に在り。後散騎侍郎を拜し、惠帝の末年に卒す。時年六十餘なり。

とある。郊祀志は『晉書』・『後漢書』にはなく、何を指すのか不明であるが、いずれにせよ『續漢書』、なかでも八志を編纂した知識を背景として、司馬彪が西晉の禮制に關する上奏をしていたことは分かる。

司馬彪が取り組んでいた禮制のうち、六宗の祭祀についての記録は残っている。六宗について、後漢では二つの解釋が行われていた。後漢初期には六宗は易の六子氣（日・月・雷公・風伯・山・澤）とされていたが、安帝の元初六（一九）年以降は尚書歐陽家の説を取って上・下・四方を指すこととされた^{四〇}。これに對して司馬彪は、『晉書』卷十九

禮志上（四一）に、

尚書の「禋于六宗」は、諸儒互いに説き、往往にして同じからず。王莽は易の六子を以て、遂に六宗の祠を立つ。魏の明帝時に其の事を疑ひて、以て王肅に問はば、亦た以て易の六子と爲す。故に廢せず。晉の受命するに及び、司馬彪ら、六宗の祀應に新禮に特立すべからざるを表し、是に於て遂に其の祀を罷む。

とあるように、六宗の祭祀を行う必要がないことを説き、武帝はこれに従っている。『續漢書』志八 祭祀志中の劉昭注にはさざに詳しく述べ（四二）、

晉の武帝の初め、司馬紹統表して之を駁して曰く、「臣以爲へらく、帝は類に在り、則ち禋なる者は天に非ず。山川は望に屬すれば、則ち海・岱は宗に非ず。宗は猶ほ包山のごとし、則ち望すれば何ぞ秩せんか。伏と歎・達とは其の義を失へるなり。……宜しく特に復た六宗の祀を立つべからざるなり。……天宗は、日月星辰寒暑の屬なり。地宗は、社稷五祀の屬なり。四方の宗なる者は、四時五帝の屬なり。

とあり、諸説を批判した上で、六宗を天宗（日・月・星辰・寒暑）・地宗（社稷・五祀）・四方の宗（四時・五帝）と捉

える自説が主張されている。

八志にまとめあげた漢の制度を鑑として検討した結果、六宗については漢とは異なり祭祀を廢止すべきとの結果に達した。^(四三) このように司馬彪が描いた後漢「儒教國家」の鑑は、西晉が「儒教國家」を再編していく際に、照らし合わされていったのである。それでは、かかる歴史を鑑とする認識はどのように形成されたのであろうか。

杜預の『春秋左氏經傳集解』の序に、^(四四)

若し夫れ制作の文は、往を章らかにし來を考ふる所以にして、情は辭に見はる。言高ければ則ち旨は遠く、辭約まれば則ち義は微かなり。此れ理の常にして、之を隠すに非ざるなり。

とあり、聖人が制作する文は、それによつて過去を明らかにし、未來を考える手だてとなるものであることが主張されている。これは直接的には何休ら公羊學者が、孔子は「其の文を微にし、其の義を隠した」と主張することへの反論である。しかし、それを超えて、ここには歴史を鑑とする意識を読み取ることができるのである。「往を章らかにし來を考ふ」は、『易經』の繫辭傳下を踏まえている。加賀榮治によれば、杜預がここで『易經』を引用することは、天道と人道とを通ずる五經理念の一大體系を組成する意圖が荊州學派にあつたものを繼承したからであるといふ。^(四五) 天道により未來の鑑となる『易經』と同様に、人道を描く『春秋』もまた未來の鑑と成り得る。『春秋』は左氏傳に對する杜預の集解により、人道の鑑たり得る歴史書と位置づけ直されたのである。漢を規範とし鑑とする司馬彪の『續漢書』は、歴史を鑑と認識する點において、杜預の『春秋』解釋との共通性を有しているのである。

かかる歴史書の捉え方は、杜預に至つて突然現れたものではない。『風俗通義』を著した應劭は、『後漢書』列傳三十

八 應奉傳附應劭傳に、^(四五)

夫れ國の大事は、載籍より尙れるは莫し。載籍なる者は、嫌疑を決し、是非を明らかにし、賞刑の宜しきこと、允

に厥の中を獲、後の人をして永く監と爲さしむ。

と述べ、載籍を「監」とする考え方を持っていた。應劭は鑑として『漢官儀』を著したが、それは、『後漢書』列傳二十八 應奉傳附應劭(四八)に、

今大駕は東に邁きて、許の都に巡省し、險難を抜け出でて、其の命惟れ新たなり。
とあるように、漢は許で新たなる天命を得たので、規範が必要という意識から描かれたものである。むろんそれは、許において漢が滅亡を迎えるようとしていることに對する應劭の精一杯の抵抗であった。

四百年續いた漢が終焉を迎えるようとした時に、後漢「儒教國家」において經典と同様の重要性を持つていた「漢家の故事」をまとめようとする風潮が現れた。胡廣の『漢制度』、蔡邕の『獨斷』、應劭の『漢官儀』などがそれである。應劭には、それが鑑であるという意識がすでに存在した。杜預の『春秋左氏經傳集解』により、それは『易經』繫辭傳の「往を章らかにし來を考ふ」という理念が轉用されて歴史書の使命とされた。西晉の宗室に生まれながら王になれなかつた司馬彪は、後漢「儒教國家」の歴史書をまとめることにより、「儒教國家」を再編しようとしている西晉に鑑を提供すると共に、例えは六宗についてそれを踏まえた主張を提出して、西晉による「儒教國家」の再編に自ら主體的に關與した。司馬彪の本紀・列傳は滅びても、八志が殘されたのは、西晉の鑑としての後漢「儒教國家」の諸制度をまとめるという執筆目的が、八志にこそ十全に現れていたためであろう。(四九)

おわりに

曹魏において繰り返された儒教への対抗、それへの反発を束ねて王朝を創設した西晉は、「儒教國家」の再編を目指した。封建・井田・學校などの諸政策に、西晉における「儒教國家」再編への動きを見ることができる。^(五〇) 司馬彪の『續漢書』、就中その八志は、そうした西晉「儒教國家」再編の鑑とすべき後漢「儒教國家」の諸制度をまとめあげたものであった。

『史記』『漢書』の漢、『三國志』の西晉のような現王朝の直接的な正統化ではなく、鑑としての歴史を描いたことは、『春秋左氏經傳集解』に展開される杜預の『春秋』解釋に通ずる營爲であった。むろん鑑を設定することは、現王朝がそれを鑑みた政策を展開することにより、自己の王朝の正統化へと繋がる營みでもあった。

また、漢を規範とし、漢を鑑としたことは、東晉における『漢晉春秋』や『後漢紀』など後漢—蜀漢を正統と考える歴史觀の先驅ともなった。^(五一) 中國の歴史書の執筆目的が、王朝の正統化を中心にはがらも、勸善懲惡という孟子の『春秋』解釋から、『資治通鑑』にも繋がるような鑑としての杜預の『春秋』解釋へと展開するものであれば、漢を規範、すなわち鑑とする司馬彪の『續漢書』は、後者の嚆矢に位置づけられる歴史書なのである。

注

- (一) 渡邊義浩「史」の自立——魏晉期における別傳の盛行を中心として」(『史學雜誌』一二一―四、二〇〇三年、『三國政權の構造』と「名士」)汲古書院、二〇〇四年に所收)。

(一) 尾崎康「正史宋元版の研究」(汲古書院、一九八九年)。なお、『後漢書』については、渡邊義浩「『後漢書』とその時代」(『全譯後漢書』本紀一、汲古書院、二〇〇一年)を参照。

(二) 近年日本の研究だけを掲げても、陳壽に關しては、阿部順子「陳壽の『諸葛氏集』編纂について」(『日本中國學會報』四八、一九九六年)、津田資久「陳壽傳の研究」(『北大史學』四一、二〇〇一年)があり、「三國志」に關しては、江畠武「『三國志』の成立年次」(『阪南論集』人文・自然科學編三六一、二〇〇〇年)・「『三國志』の材料について—三國の國史について」(『阪南論集』人文・自然科學編三六二、二〇〇一年)、津田資久「『魏志』の帝室衰亡敍述に見える陳壽の政治意識」(『東洋學報』八四一四、二〇〇三年)がある。

(三) 李列輝「司馬彪與檔案」(『檔案管理』一九九六一五、一九九六年)は數少ない專論であり、司馬彪の『續漢書』を『春秋』の勸善懲惡の傳統を繼承するものと位置づけている。

(四) (司馬彪) 出後宣帝弟敏。少篤學不倦、然好色薄行、爲睦所責。故不得爲嗣。雖名出繼、實廢之也 (『晉書』卷八十一司馬彪傳)。

(五) 彪由此不交人事、而專精學習。故得博覽羣籍、終其綴集之務。初拜騎都尉。泰始中、爲祕書郎、轉丞。注莊子、作九州春秋 (『晉書』卷八十二司馬彪傳)。

(六) 范洋林(輯)『十種古逸書』(『古籍叢殘彙編』北京圖書館出版社、二〇〇一年)に、司馬彪の『莊子注』の輯本がある。

(七) (八) 當漢氏失馭、英雄角力、司馬彪又錄其行事、因爲九州春秋。州爲一篇、合爲九卷。尋其體統、亦近代之國語也 (『史通』六家第一)。

(九) 百二十卷本『說郛』卷五十九 (上海古籍出版社、一九八八年) に輯本がある。

(一〇) 興膳宏・川合康三『隋書經籍志詳攷』(汲古書院、一九九五年)は、『戰略』と『兵記』を同一の書籍とする。首肯し得る見解である。

(一一) 佐藤武敏『司馬遷の研究』(汲古書院、一九九七年)、稻葉一郎『中國の歴史思想—紀傳體考』(創文社、一九九九年)を参照。

(一二) 板野長八「班固の漢王朝神話」(『歷史學研究』四七九、一九八〇年、『儒教成立史の研究』岩波書店、一九九五年に所收)。また、後漢を「儒教國家」と位置づけることについては、渡邊義浩『後漢國家の支配と儒教』(雄山閣出版、一九九五年)を參照。

(一三) 小林春樹「中國古代における「合理的」史學の成立—漢書から東觀漢記・續漢書へ」(『東洋文化』七四、一九九五年)は、東

觀人士が後漢の正統性を支えていた圖譏に批判的であつたことを「合理的」史學の成立と意義づける。また、安部聰一郎「後漢時代關係史料の再検討—先行研究の検討を中心に」(『史料批判研究』四、二〇〇〇年)も参照。

(一四) 注(三) 所掲江畑論文は、『三國志』の成立年代を太康五(二八四)年に置く。

(一五) 正史が第一義に現王朝の正統化を目的としたことは、竹内康浩「中國の歴史書」(『史流』三九、二〇〇〇年)・『正史』はいかに書かれてきたか—中國の歴史書を読み解く(大修館書店、二〇〇一年)、淺見直一郎「中國の正史編纂—唐朝初期の編纂事業を中心に」(『京都橘女子大學研究紀要』一九、一九九一年)を参照。

(一六) 十二人に關する簡単な紹介に、松岡榮志「晉書」と『史通』—忘れられた歴史家たち」(『歴史書の文體』樹花舎、一九九六年)がある。

(一七) 『隋書』卷三十四 經籍志三に、子部儒家に著録される『通經』を著した王長文、『江表傳』を著しながら、それを『隋書』卷三十五 經籍志四 集部別集に、『東晉太守虞溥集』と一括著録されている虞溥である。

(一八) 孫盛のみ二著、習鑿齒は後漢から晉を描く。また、丸番號は對象の時代、括弧番號の順は大まかな生沒順を示す。

(一九) これに對して、東晉の謝沈『後漢書』は、習鑿齒の『漢晉春秋』が、三國の中で蜀漢を正統とし、漢の正統を晉が直接繼承した、と主張する時代であるため、東晉王朝の正統性を證明する一翼を擔う可能性を持つ。『漢晉春秋』については、田中靖彦「『漢晉春秋』に見る三國正統觀の展開」(『東方學』一一〇、二〇〇五年)を参照。

(二〇) 『隋書』卷三十三 經籍志一は『後漢書』と著録する。ここでは、『晉書』卷四十四 華嶠傳に従う。韓傑「華嶠『後漢書』三議」(『思想戰線』一九八八一六、一九八八年)も參照。

(二一) 鈴木啓造「佚後漢書の研究—失氏名書のばあい」(『史觀』七四、一九六六年)を参照。

(二二) 「漢室匡輔」および孫吳政權の構造については、渡邊義浩「孫吳政權の形成」(『大東文化大學漢學會誌』三八、一九九九年)、「孫吳政權の展開」(『大東文化大學漢學會誌』三九、二〇〇〇年)、いずれも『三國政權の構造と「名士」』(前掲)に所收を參照。

(二三) 『三國志』卷四十六 孫破虜傳注における裴松之の史料批判を參照。なお、韋昭の『吳書』については、満田剛「韋昭『吳書』いて」(『創價大學人文論集』一六、二〇〇四年)がある。

(二四) 以爲、先王立史官以書時事、載善惡以爲沮勸、撮教世之要也。是以春秋不修、則仲尼理之、關雎既亂、則師摯修之。前哲豈好煩哉。蓋不得已故也。漢氏中興、訖于建安、忠臣・義士亦以昭著、而時無良史、記述煩雜。譙周雖已刪除、然猶未盡。安・順

以下、亡缺者多。彪乃討論衆書、綴其所聞、起于世祖、終于孝獻。編年二百、錄世十二、通綜上下、旁貫庶事。爲紀・志・傳凡八十篇、號曰續漢書（『晉書』卷八十二司馬彪傳）。

(二五) 世衰道微、邪說暴行有作。臣弑其君者有之、子弑其父者有之。孔子懼作春秋。春秋天子之事也。是故孔子曰、知我者其惟春秋乎、罪我者其惟春秋乎（『孟子』滕文公章句下）。

(二六) 川勝義雄『中國人の歴史意識』（平凡社、一九八六年）。

(二七) 司馬彪は、「汲冢書」の紀年を根據に譙周の『古史考』より百二十二事を箇條書きにし、不當として退けている（『晉書』卷八十二司馬彪傳）。「汲冢書」發見の意義については、吉川忠夫「汲冢書發見前後」（『東方學報』（京都）七一、一九九九年）を參照。

(二八) 『梁書』卷四十九劉昭傳。小林岳「劉昭と『集注後漢』（『史滴』一三、一九九二年）・「劉昭の後漢書補志について—後漢書補成考」（『早稻田大學高等學院研究年誌』三八、一九九四年）・「劉昭の後漢書注について—集注後漢の内容をめぐって」（『史學雜誌』一〇六一七、一九九七年）も參照。

(二九) 至乎永平、執簡東觀、紀傳雖顯、書志未聞。推檢舊記、先有地理。張衡欲存炳發、未有成功、靈憲精遠、天文已煥。自蔡邕大弘鳴條、實多紹宣。協妙元卓、律曆以詳。承洽伯始、禮儀克舉。郊廟・社稷、祭祀該明。輪駢・冠章、車服贍列。於是應・譙續其業、董巴襲其軌（『後漢書』中華書局本に所收）。

(三〇) 蔡邕については、丹羽兌子「蔡邕傳おぼえがき」（『名古屋大學文學部研究論集』五六（史學一九）、一九七二年）、福井重雅「蔡邕と獨斷」（『史觀』一〇七、一九八三年、『陸賈『新語』の研究』汲古書院、一二〇〇一年に所收）がある。また、福井重雅（編）『譯注西京雜記・獨斷』（東方書店、一二〇〇〇年）も參照。

(三一) 『續漢書』志四 禮儀上注引謝沈『後漢書』に、「太傅の胡廣舊儀を博綜し、漢制度を立つ。蔡邕 因りて以て志を爲り、譙周後に改定して以て禮儀志を爲る」と。（太傅胡廣博綜舊儀、立漢制度。蔡邕因以爲志、譙周後改定以爲禮儀志）とある。なお、應劭については、池田秀三「讀風俗通義皇霸篇札記」（『中國思想史研究』一六、一九九三年）、中村璋八・清水浩子『風俗通義』（明德出版社、一二〇〇二年）を、譙周については、中林史朗「後漢末・晉初に於ける地方學者の動向—巴蜀地方に於ける譙周グループを中心として」（『土浦短期大學紀要』九、一九八〇年）を參照。

(三二) 司馬續書總爲八志。律曆之篇仍乎洪・邕所構、車服之本即依董・蔡所立。儀・祀得於往制、百官就乎故簿。竝籍據前修、以濟一家者也。王教之要、國典之源、粲然略備、可得而知矣。既接繼班書、通其流貫、體裁淵深雖難踰等、序致膚約有傷懸越、後

之名史、弗能罷意（『後漢書』中華書局本に所收）。

(二三三) (胡廣) 上疏諫曰、竊見詔書、以立后事大、謙不自專、欲假之籌策、決疑靈神。篇籍所記、祖宗典故、未嘗有也。……（『後漢書』列傳三十四 胡廣傳）。

(三四) 王隆が撰して、胡廣が注を附した『漢官解詁』は孫星衍（輯）『漢官六種』（中華書局、一九九〇年）に輯本が納められる。なお胡廣については、西川利文「胡廣傳覺書—黨錮事件理解の前提として」（『佛教大學文學部論集』八二、一九九八年）がある。

(三五) 建寧五年正月、車駕上原陵、蔡邕爲司徒掾、從公行。到陵、見其儀、慨然謂同坐者曰、聞古不墓祭。朝廷有上陵之禮、始謂可損。今見其儀、察其本意、乃知孝明皇帝至孝惻隱、不可易舊。……邕見太傅胡廣曰、國家禮有煩而不可省者、不知先帝用心周密之至於此也。廣曰、然。子宜載之、以示學者。邕退而記焉（『續漢書』志四 禮儀志上注引謝承『後漢書』）。

(三六) 漢代において經典に定める三年の服喪を「文帝の故事」により三十六日間に短縮していたことについては、渡邊義浩「儒教に見る形と心—喪服と孝心」（『中國における形と心』大東文化大學、二〇〇四年）を参照。

(三七) 犬野直禎・西脇常記（譯注）『漢書郊祀志』（平凡社、一九八七年）の「解説」。

(三八) こうした祭祀を含めた儒教に基づく漢の諸制度を「中國における古典的國制の成立」と意義づけることについては、渡邊信一郎「古代中國の王權と郊祀—南郊祭天儀禮を中心に」（『中國古代の王權と天下秩序—日中比較史の視點から』校倉書房、二〇〇三年）を参照。それらが、後漢の白虎觀會議において經義により正統化されることについては、渡邊義浩「後漢儒教の固有性—『白虎通』を中心として」（『兩漢の儒教と政治權力』汲古書院、一〇〇五年）を参照。

(三九) 泰始初、武帝親祠南郊、彪上疏定議。語在郊祀志。後拜散騎侍郎、惠帝末年卒。時年六十餘（『晉書』卷八十二 司馬彪傳）。

(四〇) 『後漢書』志八 祭祀中。また、六宗が鄭玄と王肅との對立點の一つであったことは、加賀榮治『中國古典解釋史』魏晉篇（勁草書房、一九六四年）を参照。

(四一) 尚書禋于六宗、諸儒互說、往往不同。王莽以易六子、遂立六宗祠。魏明帝時疑其事、以問王肅、亦以爲易六子。故不廢。及晉受命、司馬彪等、表六宗之祀、不應特立新禮、於是遂罷其祀（『晉書』卷十九 禮志上）

(四二) 晉武帝初、司馬紹統表駁之曰、臣以爲、帝在于類、則禋者非天。山川屬望、則海・岱非宗。宗猶包山、則望何秩焉。伏與歛・達失其義也。……不宜特復立六宗之祀也。……天宗、日月星辰寒暑之屬也。地宗、社稷五祀之屬也。四方之宗者、四時五帝之屬也（『續漢書』志八 祭祀中注）。

(四三) ただし、惠帝の元康元（二九一）年、劉劭說によつて六宗を太極冲和の氣と定め、曹魏の制度に戻し六宗の祭祀を行つてゐる

(『晉書』卷十九 禮志上)。

(四四) 若夫制作之文、所以章往考來、情見乎辭。言高則旨遠、辭約則義微。此理之常、非隱之也(『春秋左氏經傳集解』序)。

(四五) 注(四〇) 所掲加賀著書。また杜預については、渡邊義浩「杜預の左傳癖と西晉の正統性」(『六朝學術學會報』六、一〇〇五年)・「杜預の諒闇説と皇位繼承問題」(『大東文化大學漢學會誌』四四、一〇〇五年)・「杜預の春秋長曆について」(『東洋研究』一五五、一〇〇五年)を参照。

(四六) 夫國之大事、莫尚載籍。載籍也者、決嫌疑、明是非、賞刑之宜、允獲厥中、俾後之人永爲監焉(『後漢書』列傳三十八 應奉傳附應劭傳)。

(四七) 『三國志』卷二十一 王粲傳注引『續漢書』に、司馬彪は、應劭の『漢官儀』および『禮儀故事』凡そ十一種が殘されたために、漢の制度・百官の儀式が滅びなかつた、との認識を示している。

(四八) 今大駕東邁、巡省許都、拔出險難、其命惟新(『後漢書』列傳三十八 應奉傳附應劭傳)。

(四九) 福井重雅「南北朝成立三注所引各種『後漢書』類索引・補考」(『アジア史における年代記の研究』科研費報告書、一九八六年、『陸賈『新語』の研究』前掲に所收)によれば、多くの後漢に關する歴史書のなかで、南北朝において最も廣く普及し多く引用されたものは、司馬彪の『續漢書』であるという。南北朝においても漢を鑑とする必要性は高かつたのであろう。

(五〇) 封建については、渡邊義浩「封建」の復權—西晉における諸王の封建に向けて(『早稻田大學大學院文學研究科紀要』五〇一四、二〇〇五年)、井田については渡邊義浩「井田の系譜—占田・課田制の思想史的背景について」(『中國研究集刊』三七、一〇〇五年)、學校については渡邊義浩「西晉における國子學の設立」(『東洋研究』一五九、一〇〇六年)を参照。

(五一) 『漢晉春秋』が蜀漢を正統化する最初の歴史書であることは、注(一九)所掲田中論文を参照。『後漢紀』もまた、蜀漢を正統とする歴史書であることは、中林史朗・渡邊義浩『後漢紀』(明徳出版社、一九九九年)を参照。

(五二) 東晉の建國時に、元帝は王導の建議を容れて史官を復興し、干寶に國史を領させた。その際に王導は、「陛下 聖明にして、中興の盛に當たる。宜しく國史を建立し、帝紀を撰集すべし。上は祖宗の烈を敷き、下は佐命の勳を紀し、務めて實錄を以て後代の準と爲さん(陛下聖明、當中興之盛。宜建立國史、撰集帝紀。上敷祖宗之烈、下紀佐命之勳、務以實錄爲後代之準)」(『晉書』卷八十二 干寶傳)と述べて、歴史書が王朝政治の規範・鑑識であることを主張している。宮川尙志「六朝時代の史學」(『東洋史研究』五一六、一九四〇年)も参照。